

(事業名)生活衛生営業指導費補助金

①実態把握

把握水準が妥当	2人
把握水準が不十分	6人

<外部有識者のコメント>

○全国でおそらく百万にも達しようとする事業者に対して、そもそも経営の素人でしかない相談員がいかなる役に立っているのか全く不明である。食中毒の減少など衛生面の向上に補助金あるいは都道府県センターが貢献しているというが、競争の熾烈さが衛生面の向上を事業者に強制していると見るのが妥当であろう。

○事業の目的が抽象的すぎ、政策効果が期待できない。またその効果測定の手法も客観的でない。

○都合のいい数字と観念的なことだけ。例えば、相談処理1件につき、何回の相談があり、計何時間かけたのかわからないようでは、把握しているとは言えない。「手間暇かけている」では、わからない。

○各指導員の業務の多忙度や内訳、相談内容の実態について、具体的な把握がなされていない印象。

○長い慣習で漫然と行っている制度であり、現場での啓蒙、トレーニング等殆んど表層的であって費用VS効果、費用を配分するチャネルが適切かどうかの把握はやっていないとの判断をした。

○経営指導について、どのような業種にどのようなコンサルタント業務を行ったのか明確ではない。

②事業見直しの余地

コメント結果	事業の廃止(直ちに)
<p>改革案は妥当</p> <p>0 人</p>	
<p>改革案では不十分</p> <p>8 人</p>	<p>3 人 事業の廃止(直ちに)</p>
	<p>2 人 事業の廃止(事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後)</p>
	<p>1 人 国が実施する必要なし(地方公共団体の判断に任せる)</p>
	<p>0 人 国が実施する必要なし(民間の判断に任せる)</p>
	<p>1 人 国が実施する必要なし(その他(地方+民間))</p>
	<p>1 人 事業は継続するが、更なる見直しが必要</p>

<とりまとめコメントの概要>

- 国、自治体、団体等の役割を厳密に精査の上、全体のスキームを立て直すべき。
- 国からの補助は廃止し、その実施については各都道府県生活衛生営業指導センターの判断に委ねる。

<外部有識者のコメント>

○零細事業者はいかなる業種にもいくらでも存在している。生衛業だけ国がサポートする理由はない。衛生水準を厳格に守らせたいのであれば、コンプライアンス・コストを負担する能力のない事業者の退出を促すのが筋であり、零細事業者をサポートするのは理屈に合わない。

○業界に必要な情報を特別に整理し、パンフレット類を作成しているとのことだが、実物を見た限り一般的なものでしかなく、およそ意味があるとは思えない。実態とすれば、県庁OBの天下り先となっている可能性が高い。

○活性化事業は廃止。相談事業のうち、融資等・経営一般については商工会・商工会議所に、衛生については保健所による規制・監視に整理した上で廃止。生衛業に対する国の支援のあり方は、他事業も含めて抜本的に見直し。(他で不可能、かつ必要不可欠なものに極めて限定的に。)

○政策公庫や保健所の人員や相談体制が充実していくことを前提とすれば、あえてセンターを設けておく必要性は乏しいように考える。廃止方向で考えるべきであるが、上記の前提が整うまでは一定の猶予は必要。ただし、活性化事業は即時廃止。生衛業組合とセンターとの関係も、外から見ると不透明なので改善が必要。

○国→地方自治体・団体→一般的な指導(なんでもあり)の構図である典型的な事業である。街おこし等はこの事業の枠組の公的資金投入が全く必要がない。“経営指導員”制度自体、公務員OBの再就職事業になっている。(94/136人が公務員OB。)事業内容が広汎な割に、5億程度の薄い予算措置なので他の事業で吸収、また、各組合、保健所等で一括体制を整えればよい。

○地域、国民の衛生水準を向上する結果になっているのか、この補助金との因果関係が明らかではない。地方政府職員の天下りのための補助金と化しているのでは。また、組合との間の役割分担も不明確。組合が主体になるのなら、市町村が補助したらいい。

○事業の見直しを進め、効率的な補助事業となるような努力をしていただきたい。

